

令和2年度第1回平塚市営住宅運営審議会次第

日 時：令和2年9月23日(水)

10時00分から

場 所：平塚市役所本館

7階720会議室(2)

1 開会

(1) 事務局紹介

2 委嘱式

(1) 委嘱状交付

(2) 副市長あいさつ

3 副会長の選任等

(1) 所管事項について

(2) 副会長の選任について

(3) 審議会の公開について

4 議題

【議案事項】

議案第1号 平塚市営住宅条例の一部改正(入居者の選考)について

5 その他

6 閉会

以 上

【議案第1号】

平塚市営住宅条例の一部改正 (入居者の選考)

1 改正理由

令和2年度税制改正の大綱において、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現を令和元年12月20日に閣議決定されました。

税制改正として、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直しです。

これまで、ひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦(夫)控除が適用されるのに対し、未婚の場合は控除が適用されず、婚姻歴の有無によって異なっていました。又、男性のひとり親と女性のひとり親での寡婦(夫)控除額も異なっていました。

そのため、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する単身者についても、同一の「ひとり親控除」を適用することになりました。

又、公営住宅の収入計算については、公営住宅法施行令において、入居者又は同居者が所得税法に規定する寡婦又は寡夫である場合には所得金額から控除されています。

なお、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象となっています。

2 改正内容

所得税法の改正に伴い、公営住宅法施行令第1条第3号「ホ」の「寡婦(夫)控除」の規定が「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改正されます。

これにより、平塚市営住宅条例の一部を改正します。(別添「新旧対照表」のとおり)

改正前	改正後
(入居者の選考) 第10条 (2) 20歳未満の子を扶養している 寡婦又は寡夫	(入居者の選考) 第10条 (2) 所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する寡婦又はひとり親であって、20歳未満の子を扶養している者

3 改正による効果

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する者についても、同一の「ひとり親控

除」が適用されるようになります。

4 施行年月日

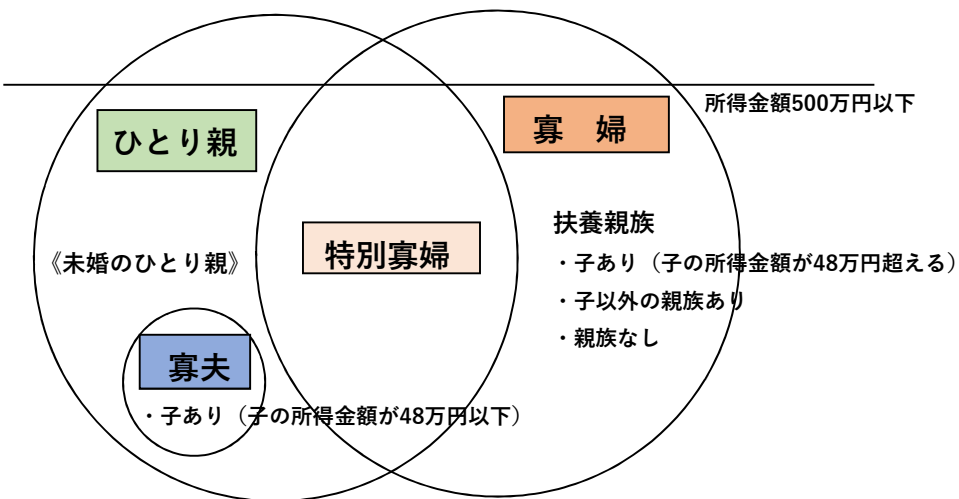
令和3年1月1日予定。

平塚市営住宅条例の一部改正に伴う新旧対照表

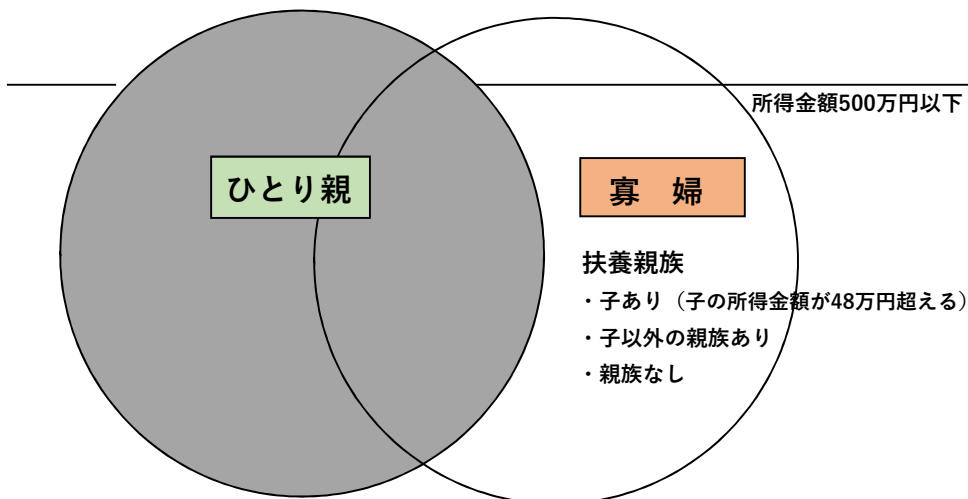
現 行	改 正 案	改正部分 改正要旨
<p>(入居者の選考)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、第1項各号のいずれかに該当する入居申込者(単身入居有資格者を除く。)のうち、次に掲げる者で、かつ、速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考し、入居者を決定することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫</u></p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、第1項各号のいずれかに該当する入居申込者(単身入居有資格者を除く。)のうち、次に掲げる者で、かつ、速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考し、入居者を決定することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する寡婦又はひとり親であって、20歳未満の子を扶養している者</u></p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>所得税法の一部改正に伴い、規定を整備する。</p>

寡婦（夫）・ひとり親の控除について

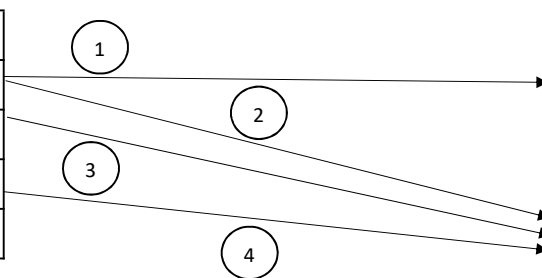
改正前



改正後



控除	控除額（万円）
寡婦	27
特別寡婦	35
寡夫	27
ひとり親	-



控除	控除額（万円）
寡婦	27
-	-
-	-
ひとり親	35

寡婦の中
でも

①

子の所得金額が48万円超える

寡婦

②

子の所得金額が48万円以下

ひとり親

寡夫

④

子の所得金額が48万円以下

ひとり親

※特別寡婦（下記の要件を満たす）

- ・女性
- ・扶養親族の子がいる
- ・夫と死別・離婚・生死不明
- ・所得金額が500万円以下

所得税法及び平塚市営住宅条例の一部改正後の対象者一覧

所得税法上の控除(寡婦・ひとり親)

寡婦控除 (女性のみ) (控除額27万)

(扶養対象)

- ・20歳未満の子(48万円超える)
- ・20歳以上の子
- ・子以外の親族
- ・扶養対象無し

(所得の制限)

- ・総所得500万円以下

ひとり親控除 (男女問わず) (控除額35万)

(扶養対象)

- ・20歳未満の子(48万円以下)

(所得の制限)

- ・総所得500万円以下

条例上の入居選考優遇対象(寡婦・ひとり親)

寡婦 (女性のみ)

(扶養対象)

- ・20歳未満の子(48万円超える)

(所得の制限)

- ・総所得500万円以下

ひとり親 (男女問わず)

(扶養対象)

- ・20歳未満の子(48万円以下)

(所得の制限)

- ・総所得500万円以下

所得税法（昭和四十年法律第三十三号） 抜粋

改正前

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

三十 寡婦 次に掲げる者をいう。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの

三十一 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。

（寡婦（寡夫）控除）

第八十一条 居住者が寡婦又は寡夫である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、寡婦（寡夫）控除という。

改正後

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（略）

三十 寡婦 次に掲げる者（ひとり親を除く。）をいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件に満たすもの

（1）扶養親族を有すること。

（2）第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であること。

（3）その者と事実上婚姻関係と同様な事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、

イ（2）及び（3）に掲げる要件を満たすものをいう。

三十一 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。
- ロ 合計所得金額が五百万円以下であること。
- ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

(寡婦控除)

第八十条 居住者が寡婦である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、寡婦控除という。

(ひとり親控除)

第八十一条 居住者がひとり親である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十五万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、ひとり親控除という。

所得税法（昭和四十年法律第三十三号） 抜粋

改正前

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

三十 寡婦 次に掲げる者をいう。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの

三十一 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。

（寡婦（寡夫）控除）

第八十一条 居住者が寡婦又は寡夫である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、寡婦（寡夫）控除という。

改正後

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（略）

三十 寡婦 次に掲げる者（ひとり親を除く。）をいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件に満たすもの

（4）扶養親族を有すること。

（5）第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であること。

（6）その者と事実上婚姻関係と同様な事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、

イ（2）及び（3）に掲げる要件を満たすものをいう。

三十一 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。
- ロ 合計所得金額が五百万円以下であること。
- ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

(寡婦控除)

第八十条 居住者が寡婦である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、寡婦控除という。

(ひとり親控除)

第八十一条 居住者がひとり親である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十五万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、ひとり親控除という。